

中小企業向け脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 中小企業向け脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業目的)

第2条 中小企業向け脱炭素化促進事業（以下「本事業」という。）は、宇都宮市（以下「市」という。）内の中小企業者等による給電性能を備えたBEV、BEMS（以下「給電性能を備えたBEV等」という。）の導入に対し、補助金を交付することにより、本市の事業所における脱炭素化を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) リースモデル リース事業者が需要家の敷地内に給電性能を備えたBEV等を設置し、維持管理を行う代わりに、需要家がリース事業者に対して月々のリース料金を支払う契約方式をいう。
- (3) 残価設定型クレジット ローン終了時点における車の価値を事前に定め、その金額を差し引いた金額を、分割返済していく契約方式
- (4) 中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表1に規定する会社及び個人
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
 - エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
 - オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
 - キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
 - ク 青色申告を行っている個人事業主
 - ケ その他市長が適当であると認める者
- (5) 事業所 市内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。
- (6) BEV ガソリンを使わず電気のみを使用して走行する車

- (7) BEMS 「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。業務用ビル等、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うもので、エネルギーの供給設備と需要設備を監視・制御し、需要予測をしながら、最適な運転を行うトータルなシステムを指す。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、別表2の要件に適合する者であって、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 「宇都宮市暴力団排除条例」（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、法人にあつては、役員のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。
- (3) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。
- (4) 事業完了日以前に本市が定める環境マネジメント・脱炭素経営に対する認証を取得していること

(補助対象事業の要件)

第5条 補助対象事業は、別表3に定める要件の全てに適合するものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表4によるものとし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請兼実績報告書)

第7条 補助事業者は、交付申請兼実績報告書（以下「実績報告書」という。）に別表5に掲げる書類を添付して、同表に掲げる期限までに交付請求書（と通帳の写し）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 交付申請兼実績報告書の提出期限は、別表6に掲げる補助対象事業の完了日から起算して1年以内又は市長が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された交付申請兼実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業が補助金の交付要件に合致すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第4号により、補助金の交

付を請求するものとする。

2 前項の補助金請求書の提出期限は、市長が別に定める日までとする。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) この要綱第4条に定める要件に適合するもの。

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業者は、市長が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

(財産の管理)

第11条 補助事業者は、補助対象設備を別表7で定める法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、対象設備が毀損され、又は滅失したときは、対象設備毀損（滅失）届出書により市長に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、別表8で定める補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ市長にその承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認申請する場合、対象設備処分承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第2項の承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、処分を承認する場合は、対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 補助事業者は、市長から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、請求に応じ返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、またはこの要綱の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき

- (2) 補助金の交付の決定内容，これに付した条件，この要綱若しくは法令に違反し，又はこれらに基づく市長の請求に応じなかったとき

(補助金の返還)

第14条 市長は，前条の規定による取り消しをしたときは，補助事業者に通知するものとし，既に補助金を交付しているときは，期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は，前項の規定による処分に関し，市長の命令があったときは，市長の定める期日 までに，交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第15条 本事業の実施に当たっては，この要綱に定めるもののほか，必要な事項については別に定める。

制定文（令和6年5月13日告示第178号）

この要綱は，令和6年5月13日から適用する。

別表1 中小企業の要件（第3条関係）

業 種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①製造業，建設業，運輸業，その他 （ゴム製品製造業除く。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	5千万円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

別表2 交付対象者の要件（第4条関係）

項目	内容
補助金の交付対象者の要件	・給電性能を備えたBEV，BEMSを導入するもので，以下の要件に該当すること。 （1） 市内に事業所を有する中小企業者等で，以下のいずれかの環境・脱炭素経営に対する認証を取得していること ※ ア 環境マネジメントに係る認証制度 ISO14001認証，エコアクション21，ECOうつのみや21 等 イ 脱炭素経営に係る認定制度 中小企業向けSBT認定，エコキーパー事業所認定等 ウ その他市長が適当であると認める認証制度 ※ BEMSを導入する貸しビル等の所有者が（1）に該当している場合や，BEMSの導入先の事業所で事業を営む法人等が（1）に該当し，所有者の同意を得ている場合も含む

別表 3 補助対象事業の要件（第 5 条関係）

補助対象事業	要件
共通（残価設定型クレジット，リースモデルにより導入する場合）	(1) 残価設定型クレジット，リースモデルにより購入し，契約期間が法定耐用年数よりも短い場合には，再契約により法定耐用年数期間満了まで継続的に使用すること又は契約終了後，申請者本人の所有物になることが確認できれば補助の対象とする。
給電性能を備えた B E V の導入	(1) 国が実施する補助金交付事業の補助対象車種であり，給電性能を有すること。 (2) 四輪以上の自動車であり，その自動車検査証において燃料の種類に電気と記載されていること。 (3) 申請車両は，初度登録された車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (4) 申請車両は，自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること。 (5) 申請車両は，市が別に定める期間内に初度登録され，かつ過去に補助金申請したことの無い車両であること。 (6) 申請車両は，代金の支払いが合意済みであること（現金，割賦，ローン，クレジット等の支払方式を利用することにより，代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。）。ただし，手形を除く。 (7) 申請者は申請車両の購入者であり，申請車両の自動車検査証上の所有者及び使用者は申請者であること。 (9) 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は，展示車，試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。 (10) 自動車を販売する業を営む法人のうち，自動車を販売する業を主として営む法人が，当該車両の自動車検査証上の使用者となる場合は，その者が当該車両と同一名称の車両を，当該車両の初度登録日前一年以内に販売していないこと，かつ，初度登録日後一年以内は販売しないこと（自家用自動車有償貸渡業の許可を取得して貸渡を行う車両において，当該車両を製造事業者から購入し自動車検査証上の所有者及び使用者となる場合を除く。）。自動車を販売する業を主として営む法人の定義については，市が別に定める。
B E M S	(1) 電気の使用量を計測し，監視予測等をするものであって，見える化が図られ，目標電力を超える場合に警報又

	は自動で電力使用の抑制ができるものであること。
--	-------------------------

別表４ 補助対象経費及び補助額（第６条関係）

補助対象経費		補助額	上限
給電性能を有するＢＥＶ導入費		定額：２０万円／台	１００万円（最大５台まで）
ＢＥＭＳ	計測・計量装置	補助対象経費の２分の１	５０万円
	監視装置		
	データ保存・分析・診断装置等		
	設置工事費		

別表５ 提出書類（第７条関係）

補助対象 機器	補助の要件	特記事項
給電性能を備えたＢＥＶ	・本市が定める環境・脱炭素経営に対する認定証 ・契約書等の写し ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・青色申告者であることを証明する書類（確定申告書の写し等） ・中小企業であることが確認できる書類 ・請求書及び領収書の写し ・当該自動車の自動車検査証の写し ・その他市長が必要と認める書類	自動車検査証に記載された登録年月日から起算して１年を経過した日 （土日祝日，年末年始（１２月２９日～１月３日）の場合，その前の開庁日まで）
ＢＥＭＳ	・本市が定める環境・脱炭素経営に対する認定証 ・契約書等の写し ・設置する建物の全部事項証明書 ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・青色申告者であることを証明する書類（確定申告書の写し等） ・中小企業であることが確認できる書類 ・請求書及び領収書の写し ・設備の仕様内容がわかるもの（カタログ等） ・システム系統図 ・機器配置図 ・保証書の写し ・その他市長が必要と認める書類	事業完了日（設置工事が完了し保証が開始された日）から起算して１年を経過した日 （土日祝日，年末年始（１２月２９日～１月３日）の場合，その前の開庁日まで）

別表６ 事業完了日及び提出書類（第７条関係）

補助対象設備	事業完了日	事業完了日の確認資料
給電性能を備えたＢＥＶ	自動車検査証に記載された登録年月日	「自動車検査証」の写し
ＢＥＭＳ	保証書の保証開始日	保証書の写し

別表7（第11条，第12条関係）

補助対象設備		耐用年数 （減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表による）
給電性能を備えたBEV	普通自動車	6年
	軽自動車	4年
BEMS		15年 （建物附属設備のうち，電気設備（照明設備を含む。）の「その他のもの」に該当）